

担当弁理士：石川 克司

## 著作権の侵害の判断に関する裁判例

－「公衆電話ボックスの水槽」事件－

R3.1.14 判決 大阪高裁 令和元年（ネ）第 1735 号

著作権に基づく差止等請求控訴事件：原判決変更

### 概要

公衆電話ボックス様の水槽に水が入れられ、水中に赤色の金魚が泳いでいる等の原告作品に著作物性が認められ、共通の特徴を有する被告作品が、原告の著作権を侵害していると判断された事例。

#### 主な争点

- 1 原告作品の著作物性（争点（1））
- 2 著作権（複製権又は翻案権）の侵害の有無（争点（2））

#### 裁判所の判断

##### 1 争点（1）について

『（1）著作物の要件について控訴人は、原告作品が著作権法10条1項4号にいう「美術の著作物」に該当すると主張する。著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいうから（同法2条1項1号）、ある表現物が著作物として同法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」でなければならない。第1に、思想又は感情自体ではなく「表現したもの」でなければならないということであり、第2に、「創作的に表現したもの」でなければならないということである。そして、創作性があるといえるためには、当該表現に高い独創性があることまでは必要ないものの、創作者の何らかの個性が発揮されたものであることを要する。表現がありふれたものである場合、当該表現は、創作者の個性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということではできない。また、ある思想ないしアイデアの表現方法がただ1つしか存在しない場合、あるいは、1つでなくとも相当程度に限定されている場合には、その思想ないしアイデアに基づく表現は、誰が表現しても同じか類似したものにならざるを得ないから、当該表現には創作性を認め難い。原告作品は、その外見が公衆電話ボックスに酷似したものであり、その点だけに着目すれば、ありふれた表現である。そこで、これに水を満たし、金魚を泳がせるなどしたことにより、原告作品に創作性が認められるかが問題となる。

##### （2）原告作品の著作物性について

原告作品のうち本物の公衆電話ボックスと異なる外観に着目すると、次のとおりである。

第1に、電話ボックスの多くの部分に水が満たされている。

第2に、電話ボックスの側面の4面とも、全面がアクリルガラスである。

第3に、その水中には赤色の金魚が泳いでおり、

その数は、展示をするごとに変動するが、少なくとも50匹、多くて150匹程度である。

第4に、公衆電話機の受話器が、受話器を掛けておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している。

そこで検討すると、第1の点は、電話ボックスを水槽に見立てるといふ斬新なアイデアを形にして表現したものといえるが、表現の選択の幅としては、入れる水の量をどの程度にするかということしかない。また、公衆電話ボックスが水槽化していることが鑑賞者に強烈な印象を与えるのであって、水の量が多いか少ないかに特に注意を向ける者が多くいるとは考えられない。したがって、電話ボックスを水槽に見立てるといふアイデアを表現する方法には広い選択の幅があるとはいえないから、電話ボックスに水が満たされているという表現だけを見れば、そこに創作性があるとはいえない。

第2の点は、本物の公衆電話ボックスと原告作品との相違であるが、出入口面にある縦長の蝶番は、それほど目立つものではなく、公衆電話を利用する者もその存在をほとんど意識しない部位である。したがって、鑑賞者にとっても、注意をひかれる部位とはいえず、この縦長の蝶番が存在しないという表現（すなわち、電話ボックスの側面の全面がアクリルガラスであるという表現）に、原告作品の創作性が現れているとはいえない。

第3の点は、これも斬新なアイデアを形にして表現したものである。そして、金魚には様々な種類があり、種類によって色が異なるものがあるから（公知の事実）、泳がせる金魚の色と数の組み合わせによって、様々な表現が可能である。・・・（略）・・・  
もともと、このように表現の幅がある中で、原告作品における表現は、水中に50匹から150匹程度の赤色の金魚を泳がせるという表現方法を選択したのであるが、水槽である電話ボックスの大きさとの対比からすると、ありふれた数といえなくもなく、そこに控訴人の個性が発揮されているとみることが困難であり、50匹から150匹程度という金魚の数だけをみると、創作性が現れているとはいえない。

第4の点は、人が使用していない公衆電話機の受話器はハンガー部に掛かっているものであり、それ

が水中に浮いた状態で固定されていること自体、非日常的な情景を表現しているといえるし、受話器の受話部から気泡が発生することも本来あり得ないことである。そして、受話器がハンガー部から外れ、水中に浮いた状態で、受話部から気泡が発生していることから、電話を掛け、電話先との間で、通話をしている状態がイメージされており、鑑賞者に強い印象を与える表現である。したがって、この表現には、控訴人の個性が発揮されているというべきである。』

## 2 争点(2)について

『(1) 同一性又は類似性について

### ア 共通点

原告作品と被告作品の共通点は次のとおりである。

① 公衆電話ボックス様の造作水槽に水が入られ、水中に主に赤色の金魚が50匹から150匹程度、泳いでいる。

② 公衆電話機の受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している。

### イ 相違点

原告作品と被告作品の相違点は次のとおりである。

① 公衆電話機の機種が異なる。

② 公衆電話機の色は、原告作品は黄緑色であるが、被告作品は灰色である。

③ 電話ボックスの屋根の色は、原告作品は黄緑色であるが、被告作品は赤色である。

④ 公衆電話機の下にある柵は、原告作品は1段で正方形であるが、被告作品は2段で、上段は正方形、下段は三角形に近い六角形(野球のホームベースを縦方向に押しつぶしたような形状)である。

⑤ 原告作品では、水は電話ボックス全体を満たしておらず、上部にいくらかの空間が残されているが、被告作品では、水が電話ボックス全体を満たしている。

⑥ 被告作品は、平成26年2月22日に展示を始めた当初は、アクリルガラスのうちの1面に縦長の蝶番を模した部材が貼り付けられていた。

### ウ 検討

共通点①及び②は、原告作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる。一方、他の相違点はいずれも、原告作品のうち表現上の創作性のない部分に係る。原告作品も被告作品も、本物の公衆電話ボックスを模したものであり、いずれにおいても、公衆電話機の機種と色、屋根の色(相違点①～③)は、本物の公衆電話ボックスにおいても見られるものである。公衆電話機の下柵(相違点④)は、公衆電話を利用する者にしても鑑賞者にしても、注意を向ける部位ではなく、水の量(相違点⑤)についても同様であることは前記のとおりである。すなわち、これらの相違点はいずれもありふれた表現であるか、鑑賞者が注意を向けない表現にすぎないというべきである。

そうすると、被告作品は、原告作品のうち表現上の創作性のある部分の全てを有形的に再製している

といえる一方で、それ以外の部位や細部の具体的な表現において相違があるものの、被告作品が新たに思想又は感情を創作的に表現した作品であるとはいえない。そして、後記(3)のとおり、被告作品は、原告作品に依拠していると認めるべきであり、被告作品は原告作品を複製したものであるといえることができる。』

## 検討

原審の判決では、『①造作物内部に二段の柵板が設置され、その上段に公衆電話機が設置されている点、②同受話器が水中に浮かんでいる点は共通している。しかしながら、』『②については、具体的表現内容は共通しているといえるものの、原告作品と被告作品の具体的表現としての共通点は②の点のみであり、この点を除いては相違しているのであって、被告作品から原告作品を直接感得することはできないから、原告作品と被告作品との同一性を認めることはできない。』として、著作権の侵害が否定された。

この点、控訴審の判決では、特に『受話器がハンガー部から外れ、水中に浮いた状態で、受話部から気泡が発生していることから、電話を掛け、電話先との間で、通話をしている状態がイメージされている点について、著作物性が認められた点、さらに、当該部分の類似が認められ著作権侵害と判断された点で明暗をわけた。

## 実務上の指針

著作権侵害に該当するかについて、(1)著作物性について、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であって、創作性は、当該表現に高い独創性があることまでは必要ないものの、創作者の何らかの個性が発揮されたものであれば、著作物性は肯定される。一方で、表現がありふれたものである場合、当該表現は、創作者の個性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということはいえないことから、著作物性は否定される。したがって、著作物の利用に際し、表された表現のどの部分に著作者の個性が発揮されているかを見極めが重要となる。

また、(2)同一性又は類似性につき、表現上の創作性のある部分の全てを有形的に再製しているかが基準となる。一方で、対比される両者の相違点がありふれた表現であるか、鑑賞者が注意を向けない表現にすぎない場合は、類似方向に振れることになる点は要注意となる。

以上